

第2号議案

公益社団法人藤沢市医師会 定款（案）

現行	改定案
<p>第6章 役員及び顧問</p> <p>(役員の設置)</p> <p>第29条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15名以上<u>21</u>名以内</p> <p>(2) 監事 2名以内</p> <p><u>4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</u></p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</p> <p>3 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>改定 平成30年6月27日</p>	<p>第6章 役員及び顧問</p> <p>(役員の設置)</p> <p>第29条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15名以上<u>25</u>名以内 (うち1名以上は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条15号の外部理事とする)</p> <p>(2) 監事 3名以内 (うち1名以上は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条16号の外部監事とする)</p> <p><u>4 会長、副会長以外の理事のうち6名以上10名以内を専務理事とすることができる。</u></p> <p><u>5 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の副会長並びに前項専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</u></p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長並びに専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</p> <p>3 会長及び副会長並びに専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>改定 平成30年6月27日 <u>令和7年3月〇日</u></p>

公益社団法人藤沢市医師会役員等報酬規程（案）

現行	改定案																														
(報酬の額) 第3条 役員等の報酬は、年額とし、以下に定める額とする。 <table><tbody><tr><td>会長</td><td>1,500,000円以内</td></tr><tr><td>副会長</td><td>700,000円以内</td></tr><tr><td>理事</td><td>300,000円以内</td></tr><tr><td>監事</td><td>300,000円以内</td></tr><tr><td>議長</td><td>400,000円以内</td></tr><tr><td>副議長</td><td>300,000円以内</td></tr><tr><td>顧問</td><td>100,000円以内</td></tr></tbody></table>	会長	1,500,000円以内	副会長	700,000円以内	理事	300,000円以内	監事	300,000円以内	議長	400,000円以内	副議長	300,000円以内	顧問	100,000円以内	(報酬の額) 第3条 役員等の報酬は、年額とし、以下に定める額とする。 <table><tbody><tr><td>会長</td><td>1,500,000円以内</td></tr><tr><td>副会長</td><td>700,000円以内</td></tr><tr><td>専務理事</td><td>600,000円以内</td></tr><tr><td>理事</td><td>400,000円以内</td></tr><tr><td>監事</td><td>400,000円以内</td></tr><tr><td>議長</td><td>500,000円以内</td></tr><tr><td>副議長</td><td>400,000円以内</td></tr><tr><td>顧問</td><td>100,000円以内</td></tr></tbody></table>	会長	1,500,000円以内	副会長	700,000円以内	専務理事	600,000円以内	理事	400,000円以内	監事	400,000円以内	議長	500,000円以内	副議長	400,000円以内	顧問	100,000円以内
会長	1,500,000円以内																														
副会長	700,000円以内																														
理事	300,000円以内																														
監事	300,000円以内																														
議長	400,000円以内																														
副議長	300,000円以内																														
顧問	100,000円以内																														
会長	1,500,000円以内																														
副会長	700,000円以内																														
専務理事	600,000円以内																														
理事	400,000円以内																														
監事	400,000円以内																														
議長	500,000円以内																														
副議長	400,000円以内																														
顧問	100,000円以内																														
附則 (施行規則) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。	附則 (施行規則) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。																														
平成30年6月27日改定	平成30年6月27日改定 <u>令和7年3月〇日改定</u>																														

公益社団法人藤沢市医師会 委員会及び特別委員会規程（案）

現行	改定案
<p>(各委員会の招集) 第4条 各委員会は、会長の承認を得て、委員長がこれを招集する。</p> <p>(各委員会の成立) 第5条 各委員会は、その委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。</p> <p>(各委員会の議決) 第6条 各委員会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>(理事の出席) 第7条 理事は委員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>2 委員会は、委員長を経由して、理事の出席を求めることができる。</p> <p>(公聴会) 第8条 各委員会は公聴会を開き、会員又は会員以外の者から意見を聞くことができる。</p> <p>(会長への報告) 第9条 各委員会の経過及び結果は、各委員長が文書をもって会長に報告しなければならない。</p> <p>附則 1 この規程は、昭和26年4月1日から施行する。</p>	<p><u>(委員の任期)</u> <u>第4条 各委員の任期は、定款第33条第1項（役員の任期）の規定を準用する。</u> <u>2 任期の満了又は辞任により退任した委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。</u></p> <p>(各委員会の招集) 第5条 各委員会は、会長の承認を得て、委員長がこれを招集する。</p> <p>(各委員会の成立) 第6条 各委員会は、その委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。</p> <p>(各委員会の議決) 第7条 各委員会の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。</p> <p>(理事の出席) 第8条 理事は委員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>2 委員会は、委員長を経由して、理事の出席を求めることができる。</p> <p>(公聴会) 第9条 各委員会は公聴会を開き、会員又は会員以外の者から意見を聞くことができる。</p> <p>(会長への報告) 第10条 各委員会の経過及び結果は、各委員長が文書をもって会長に報告しなければならない。</p> <p>附則 1 この規程は、昭和26年4月1日から施行する。 <u>令和7年3月〇日改定</u></p>